

介護老人福祉施設（施設介護）

『士別コスモス苑』重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定第173200593号)

当施設は、ご契約者様に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

目 次

1. 施設・設備の概要	2
2. 施設が提供するサービスと利用料金	3
3. 施設の退所	5
4. 苦情の受付	7
5. 事故発生時の対応	7
6. 施設利用の留意事項	8
7. 施設・設備の使用上の注意	8
8. 介護相談員の受け入れについて	8

1. 施設・設備の概要

(1) 提供できるサービスの種類

運 営 主 体	社会福祉法人三愛会
施 設 の 名 称	特別養護老人ホーム士別コスモス苑
所 在 地	士別市東9条2丁目2番地
介 護 保 険 指 定 番 号	介護老人福祉施設（北海道指定第173200593号）
入 所 定 員	介護老人福祉施設 70名

(2) 施設の設備概要

居室・設備の種類	施設介護関係	備 考
居 室（1人室）	17室	
居 室（2人室）	3室	
居 室（3人室）	1室	
居 室（4人室）	11室	
食 堂	1室	（機能回復訓練室同フロア）
浴 室	2室	一般浴・特殊浴槽
医務室	1室	

(3) 施設の職員体制

職 種	職員（派遣含）	非常勤職員
1. 施設長（管理者）	1名	
2. 生活相談員	2名	
3. 介護職員	23名	11名
4. 看護職員	5名	1名
5. 管理栄養士・栄養士	2名	
6. 事務員	3名	2名
7. 医師	（嘱託医師）	1名
8. 介護支援専門員	（看護師兼務1名含）	3名
9. 機能訓練指導員	（看護職員兼務）	1名
10. 調理員	3名	4名

(4) 施設職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
1. 医師（嘱託医）	・内科医 1名 回診 隔週（月2回）
2. 介護職員	・早出 午前 7時30分～午後 4時15分 ・日勤 午前 9時00分～午後 5時45分 ・遅出 午前10時15分～午後 5時45分 ・夜勤 午後 4時30分～午前 9時30分
3. 看護職員	・日勤 午前 9時00分～午後 5時45分
4. 機能訓練指導員	・看護職員が兼務

2. 施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者様に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が <u>介護保険から給付</u> される場合
(2) 利用料金の <u>全額</u> をご利用者様に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

[サービスの概要]

①食事（食材料費及び調理費は「食費」として全額利用者負担となります。）

当施設では栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者様の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご利用者様の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

・ 食事時間	朝食：午前8時～	昼食：正午～	夕食：午後5時～
--------	----------	--------	----------

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者様の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう支援します。

[サービス利用料金（1ヶ月当たり）]

別紙の料金表によって、ご利用者様の要介護度に応じたサービス利用自己負担額と食費及び居住に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者様の要介護度に応じて異なります。）

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者のご負担となります。

[サービスの概要と利用料金]

①介護保険給付の支給限度を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスをご利用される場合は、超えた分の費用の全額をご負担いただきます。

②食費（食材料費及び調理費）及び滞在費（光熱水費及び室料）

別紙利用料金表のとおりです。（ただし、経管栄養については濃厚流動食の種類により食費のご利用料金を超える場合があります。）

③理髪〈理髪サービス〉

週に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪・顔剃）をご利用いただけます。

（利用料金：1回あたり 2,500円）

④レクリエーション、家族会行事

ご利用者様のご希望により、レクリエーション、家族会行事に参加していただくことができます。（ご利用料金：材料代等の実費をいただきます。）

⑤複写物の交付

サービス提供についての記録は月～金曜日（祝祭日を除く）の8時45分から17時30分の間に、所定の申出書を提出していただいたのち、閲覧することができます。なお、複写物を必要とする場合は、複写（コピー）を交付します。（無料）

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等、日常生活に要する費用でご利用者様にご負担いただくことが適当であるものについては、ご利用者様負担とさせていただきます。ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦移送サービス

通院：原則市内に限り、ご利用者様の通院の移送サービスを行います（無料）

その他：原則市内に限り、ご利用者の入院及び外泊時の移送サービスを行います（無料）。

市外の場合は、原則として自己負担により福祉タクシー等をご利用いただきます。

★移送サービスについては、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額をご負担いただくことになる場合があります。その際には事前に変更する内容と事由について、変更を行う1カ月前までにご説明します。

⑧貴重品の管理

ご利用者様のご希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下のとおりです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書等

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下のとおりです。

★預金の預入れ及び引出しが必要な場合は、入所者預かり金取扱要領により処理させていただきます。

★保管管理者は、出入金記録を作成しその写しをご利用者様へ交付します。

○ご利用料金：無 料

(3) ご利用料金のお支払い方法

施設利用料金は、月ごとに計算し翌月初旬にご請求いたしますので、支払期日までに、請求書に記載の金融機関でお支払い下さい。

なお、お支払いにつきましては、振り込みの場合は、社会福祉法人三愛会が指定する金融機関で手数料とともに口座振り込みによりお願いいたします。

※1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額をご請求いたします。

(4) 入所（ご利用）中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者様の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での診療および入院治療を義務づけるものではありません。

①協力医療機関

- ・ 名 称 士別市立病院
- ・ 所在地 士別市東11条5丁目3029番地1
- ・ 診療科 内科、外科、整形外科、婦人科、精神神経科、耳鼻咽喉科、皮膚科、眼科、泌尿器科、麻酔科

②協力歯科医院

- ・ 名 称 ももせ歯科医院
- ・ 所在地 士別市大通東1丁目

3. 施設を退所していただく場合

当施設との契約では契約が終了する期日を特に定めていません。従いまして、特別の事由がない限り継続してサービスをご利用いただくことができますが、次のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約を終了しご利用者様に退所していただきます。

①要介護認定により、ご利用者様の心身の状況が自立または要支援と判定された場合

②事業者がやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合

③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者様に対するサービスの提供が不可能になった場合

④当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

⑤ご利用者様から退所の申し出があった場合

⑥事業者から退所の申し出を行った場合

(1) ご利用者様からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間内であっても、ご利用者様からの退所を申し出ることができます。

その場合には、退所をご希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の事項に該当する場合には、即時に契約を解約・解除し施設を退所することができます。

①介護保険給付対象外サービスのご利用料金の変更に同意できない場合

②施設の運営規程の変更にご同意できない場合

- ③ご利用者様が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従業者が故意または過失によりご利用者様の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の入所者にご利用者様の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご利用者様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者様によるサービス利用料金の支払いが6カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずお支払いのない場合
- ③ご利用者様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者様等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者様が、連続して3カ月以上病院又は診療所に入院されると見込まれる場合もしくは入院された場合
- ⑤ご利用者様が介護老人保健施設に入所された場合もしくは介護療養型医療施設に入院された場合

(3) 利用者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下のとおりです。

- ①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合は退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても、6日間については所定のご利用料金（外泊時費用及び居住費）をご負担していただきます。
- ②7日間以上3カ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。この場合、入院後6日間については所定のご利用料金（外泊時費用及び居住費）をご負担していただきます。7日目以降の料金の負担はございません。なお、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
- ③3カ月以内の退院が見込まれない場合には契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(4) 円滑な退所のための援助

ご利用者様が当施設を退所する場合には、ご利用者様のご希望により事業者はご利用者様の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者様に対し速やかに行います。

- ①適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ②居宅介護支援事業者の紹介
- ③その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

4. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 施設長 佐々木 裕司
- 受付時間 月曜日 ～ 金曜日 午前9時00分 ～ 午後5時30分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

士別市役所内 介護保険課
所在地 士別市東6条4丁目
電話 0165—23—3121
受付時間 午前8時30分～午後5時15分

5. 事故発生時の対応について

(1) 事故発生時における基本方針

- ①日頃より看護職員の指示のもと、職員一人一人が共通の意識をもち、ご利用者様の状態観察を徹底し、状態変化をいち早く把握するよう努めます。
- ②夜間帯での特変時(看護職員不在時)にはバイタル測定後、看護職員へ連絡し状況を出来る限り明確に報告し指示を仰ぎ、生活相談員への連絡も合わせて行います。
(急を要する場合にはこれに限らず、市立病院へ救急車で搬送いたします。)
- ③生活相談員からご家族へ状況を報告させていただきます。
- ④緊急を要する場合は、速やかに救急車を要請し市立病院へ搬送いたします。

(2) 事故発生時の対応手順について

①最善の処置

介護事故が発生した場合、先ずご利用者様に対して可能な限り緊急処置を行います。
引き続き速やかに看護職員へ連絡し、最善の処置を施していきます。

②施設長への報告

速やかに施設長へ報告し、施設にて対応できない状況であれば市立病院へ救急車で搬送し、担当医師の指示を仰ぎます。

③ご家族への説明等

出来る限り速やかにご利用者様のご家族へ誠意をもって状況を説明し、ご家族の申出についても誠実に対応させていただきます。

6. 施設利用の留意事項

施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則としてお持ち込みできません。

①刃物類 ②爆発物等の危険物 ③ペット類

(2) 面会時間 午前7時から午後9時まで（ご面会の方は、面会者名簿にご記入下さい。）

(3) 食事

食事がご不要な場合は前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合には、「食費に係る自己負担」はいただきません。（3食全てご不要の場合のみ）

(4) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は事前にお申し出下さい。

ただし、外泊期間は1カ月に最長で6日間とさせていただきます。

（所定の料金として、外泊時費用及び居住費をご負担していただきます。）

(5) 喫煙

施設内の喫煙場所以外での喫煙はできません。

7. 施設・設備の使用上の注意

①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

②故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者様の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③入所者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の必要があると認められる場合には、入所者様の居室内に立ち入り必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④当施設の職員や他の入所者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

8. 介護相談員の受け入れについて

介護保険のサービスを利用者している方やそのご家族から、サービスに対する要望・疑問・不満などをお聞きし、サービスを提供している事業者との橋渡しをし、より良い介護サービスを受けていただくことを目的に介護相談員の受け入れをいたします。

活動内容は、介護保険施設等を定期的に訪問し、サービスを受けているかたやそのご家族からお話をお聞きしたり、ご相談をお受けしたりしています。そして、その内容を施設に伝えていただき、問題の解決や改善につなげます。

相談員の受け入れに際して、サービス改善のために必要最低限の個人情報介護相談員に提供する場合があります、相談員の方々には守秘義務を守っていただきます。

平成 年 月 日

施設介護のサービス提供にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づき重要事項を説明しました。

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 士別コスモス苑

説明者 職 名 _____

氏 名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から施設介護のサービス提供についての重要事項の説明を受け、これに同意いたしました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

成年後見人 住 所 _____

氏 名 _____ 印